

福生病院小児科における登園、登校許可書の作成について

当院小児科を受診される皆さん

インフルエンザ、コロナウイルスなどお子さんが感染症にかかってしまった時、保育園・幼稚園や学校へ登園、登校許可書の提出を必要とする機会は多いと思います。許可書の提出方法は自治体ごとに園、学校で対応が異なり、非常に分かりにくく、お困りのことと存じます。

そこで当院福生病院小児科では、各自治体担当部署に確認をとり、患者様、患者ご家族様がどのような対応を取ったら良いかを一覧にし、当院としての対応を統一しました。

ご家族の混乱やご負担を少しでも減らせる助けとなれるようスタッフ一同心がけて参ります。

登園、登校許可書の作成について

学校保健安全法で定められている学校感染症→表1をご参照ください。

各自治体、保育園・幼稚園、学校ごとの対応の違い→表2をご参照ください。

当院小児科としての対応

基本：

登園、登校許可書が必要な場合、園または学校から書類を受け取り病院へご持参ください。ご持参いただいた書類に記載することを基本とさせていただきます。

登校許可証明書：

- 証明書料 1100 円がかかります。

※福生市の学校のみ公費負担があります

福生市医師会に加入している医療機関受診時に利用可能です。福生病院小児科を含みます。

登校許可書および登校再開届けの様式は、学校から患者・患者家族へ渡すため、学校へ問い合わせすることが必要です。また、福生市ホームページ内の添付ファイル「登校許可証明書（公費負担用）」からも印刷することが可能です。公費負担を受けるためには必ず必要書式をご持参ください。

- 書類を記載する場合は、外来受診時に治癒を確認した後に記載することが必要です。疾患ごとの治癒確認のために必要な期間をご確認ください。治癒予定での記載は行えません。
- 学校、保育園、幼稚園から、書式は決まっておらず病院書式の書類でいいのでもらってくるようにと言われた場合は診断書として作成し、2200 円かかるご了承ください。

登校再開届、登校届、登園許可書（瑞穂町の園のみ）：

- 保護者記載のみが必要です。
- 医療機関へ受診し、治癒証明書発行は必要ではありませんので費用負担はありません。



公立福生病院

FUSSA HOSPITAL

表1 学校保健安全法で定められている学校感染症

感染症の種類		出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ (H5N1)	医師が治癒したと認めるまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで (発熱初日は0日)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで (発熱初日は0日)
第三種	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 (O-157等)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 (はやり目)、急性出血性結膜炎 ○その他の感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

○その他の感染症

感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス等)、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ (夏かぜ)、伝染性紅斑 (りんご病)、RSウイルス感染症 (急性細気管支炎)、EBウイルス感染症 (伝染性单核球症)、帯状疱疹など



表2 2025年12月時点での各自治体の対応一覧

市町	区分	学校保健安全法 第一種、第二種（インフル、コロナ除く）、 第三種（その他の感染症除く）	学校保健安全法 第二種のインフルエンザ・コロナウイルス	学校保健安全法 第三種のそのほかの感染症		
福生市	幼稚園・保育園	園ごとの規定 園からの要請があれば記載 基本は家族が園から受け取り病院へ持込：文書料 1,100 円				
	学校	登校許可証明書 病院記載必要 家族が学校から受け取る or 市ホームページより印刷し、病院へ持込 ※公費負担あり	登校再開届 保護者記載のみ			
羽村市	幼稚園・保育園	園ごとの規定 園からの要請があれば記載 基本は家族が園から受け取り病院へ持込：文書料 1,100 円				
	学校	登校再開届 保護者記載のみ				
瑞穂町	幼稚園・保育園	園ごとの規定 園からの要請があれば記載 基本は家族が園から受け取り病院へ持込： 文書料 1,100 円	登園許可書（町ホームページ） 保護者記載のみ	園ごとの規定 園からの要請があれば記載 基本は家族が園から受け取り病院へ持込： 文書料 1,100 円		
	学校	登校許可証明書 病院記載必要 家族が学校から受け取る or 市ホームページより印刷し、病院へ持込：文書料 1,100 円 公費負担なし	登校届 保護者記載のみ	登校許可証明書 病院記載必要 家族が学校から受け取る or 市ホームページより印刷し、病院へ持込：文書料 1,100 円 公費負担なし		

注意) 患者持ち込みではなく病院書式での記載の場合は、診断書として作成：文書料 2,200 円

文書料は全て税込み価格で記載。